

管理規程

埼玉県流域下水道事業管理規程第一号

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年一月三十日

埼玉県下水道事業管理者
北田健夫

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）の一部を次のよう改正する。

第百五十二条中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「百万円」を「二百万円」に改める。

第一百六十七条第一項中「百万円」を「三百万円」に改める。

第一百八十五条第二項第一号中「十万円」を「三十万円」に改める。

別表第四4中「500万円」を「1,000万円」に改める。

別表第五を次のように改める。

別表第五（第187、190、204、205条關係）

区分	決裁区分		様式の区分	合議区分
	管理者	局長		
科目等			△ 書 ○ 書兼支払伝票又は支出 負担行為決議書兼振替 伝票	下水道管理 課長
給与費 (報酬、給料、手当等 及び退職給付費)		○	○	
法定福利費 (共済組合負担金、労 災保険料及び社会保険 料)		○	○	
厚生福利費		○	○	
報償費		○	○	
旅費及び研修費		○	○	
交際費		○	○	
消耗品費、燃料費、光 熱水費、動力費、印刷 製本費、修繕費、薬品 費、被服費及び雜費	○	△ (燃料費、光熱水費、 動力費及び200万円未満 のもの ○)	500万円以上 (修繕費に あっては 2,000万円以 上)	
通信運搬費、広告料、 手数料及び保険料	○	△ (電報、電話料、後納 郵便料、葉書代、郵券 代、運搬費、手数料及 び200万円未満のもの ○)		

建設工事の設計調査、測量又は監理の委託	1億円以上	2,000万円以2,000万円未満	△	2,000万円以上
施設の運転及び管理	2,000万円以2,000万円未満	△	2,000万円以上	
その他の場合	1,000万円以1,000万円未満	△	1,000万円以上	
建設工事に係るものの他の場合	300万円以上	300万円未満	△	300万円以上
建設工事に係るもの及び賃借料	200万円以上	200万円未満	△ (テレビ受信料、会場使用料、自動車使用料、不動産の借入による長期継続契約によるもの及び200万円未満のもの○)	
固定資産の取得に係る工事請負費	5億円以上	2億円以上	△	2億円以上
たな卸資産の購入に係る費用	5億円未満	○ (200万円未満のもの○)	△	
土地の買入れ又は地上権の設定（買入れ又は設定の委託を含む。）	7,000万円以上又は面積20,000m ² 以上	5,000万円未満	○ (会議用負担金及び団体構成員としての負担金○)	5,000万円以上
負担金及び交付金	7,000万円未満	1,000万円未満	△	1,000万円以上
貸付金	1,000万円以上	1,000万円未満	△	1,000万円以上
固定資産の買入れに係るもの及び建設工事に係るもの	5,000万円以上	5,000万円未満	△	5,000万円以上
その他の場合	50万円以上	50万円未満	△	50万円以上
償還金、利子及び取扱い諸費	500万円以上	500万円未満	△ (企業債の元利償還金及び一時借入金利息○)	
投資及び出資金	500万円以上	500万円未満	△	500万円以上
寄附金	50万円以上	50万円未満	△	50万円以上
公課費		○	△	500万円以上
繰出金		○	△	500万円以上
固定資産の取得に係る経費のうち上記費目等以外のもの	2,000万円以上	500万円未満	△ (車両運搬具の購入にあつては100万円以上○)	

備考

- 印は金額に制限なく当該欄の職にある者が決裁できることを示す。
- 印のもの又は単価契約したものについては、支出負担行為決議書兼支払伝票又は支出合意書兼支払伝票を使用することができる。この場合は、課長又は所長の決裁とし、合意は省略するものとする。
- 上記の区分にかかわらず、重要又は異例と認めるものの支出負担行為は、下水道管理課長に合議の上、局長を経て管理者の決裁を受けるものとする。この場合は、課長又は所長の決裁とし、合意は省略するものとする。
- この表の定めにかかわらず、条例で定める長期継続契約（単価契約に該当するものを除く。）によるものについては、支出負担行為決議書兼支払伝票又は支出負担行為決議書兼支払伝票を使用することができない。

5 この表の定めにかかわらず、条例で定める長期継続契約及び不動産の借入に係る長期継続契約によるものについては、決裁及び合議区分に掲げる額を、当該契約の契約年数に秉じて得た額に読み替えてこの表を適用するものとする。

6 支出負担行為の変更に係る決裁及び合議については、減額変更の場合は減額前の額により、増額変更の場合は増額後の額によるものとする。

7 固定資産の取得に係る工事請負費、土地の買入れ又は地上権の設定並びに固定資産の買入れ及び建設工事に係る補償費に準ずる委託料で、国（独立行政法人水資源機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人都市再生機構を含む。）、地方公共団体（地方共同法人日本下水道事業団、土地開発公社を含む。）又は鉄道会社、電力会社、電信電話会社、東日本高速道路株式会社若しくは首都高速道路株式会社との委託契約に要するものについては、委託料の費目等ではなく、それぞれの費目等を適用するものとする。

8 局長以上が決裁するもののうち、下水道管理課長に合議を必要とするものは、あらかじめ下水道事業課長に合議しなければならない。

9 この表の定めにかかわらず、第152条第10号に該当する契約については、支出負担行為決議書兼支払伝票又は支出負担行為決議書兼振替伝票を使用することができる。

註 3

1 リの規程は、公布の日から施行する。

2 改正後の埼玉県流域下水道事業財務規程の規定は、令和八年度の予算の執行に係るやむをへの適用し、令和七年度の予算の執行に係るやむをへのこゝは、なね従前の例にじめ。